

亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

亀岡市条例第 1 9 号

亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市認可地縁団体印鑑条例（平成 4 年亀岡市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項の規定」に改める。

附    則

この条例は、公布の日から施行する。